

河川に油や薬品類などが流れ込むことで、水環境が汚染されることを「水質事故」といいますが、市内においても、毎年、水質事故が発生しています。

水質事故が発生すると、河川生物への被害や農業被害、地下水汚染など、市民生活に大きな影響を及ぼすことがあります。

水環境を保全するため、**事業所等において、油等の漏出防止とともに、施設や排水の管理を徹底**していただき、水質事故の未然防止に御協力をお願いいたします。



油流出



魚死亡



水質事故を起こさないためには・・・

～ 排水や施設の管理等は、適正に行いましょう！～

事業所等における処理が不十分な排水が河川に流出したり、また、下水道に接続している場合であっても、施設の故障や操作ミスなどにより、誤って雨水ますや道路側溝等を通じて、河川に流出することにより、水質事故が発生する場合がありますので、日頃から排水や施設の適正な管理・点検をしてください。

～ 日頃から水質事故の発生に備えましょう！～

水質事故の発生に備えて、オイルマット等の対策資材の確保や事業所内における緊急時の連絡体制の整備、不要な油や薬品類などの適正処分など、油や薬品類の流出防止に努めてください。

～ 廃油等を道路側溝に流さないでください！～

不要になった油類、塗料、農薬等を河川等に捨てることは、廃棄物の不法投棄として罰則が適用される場合があります。また、近くに川がなくても、雨水ますや道路側溝は川につながっています。絶対にやめましょう。

水質事故を起こしてしまったら・・・

～施設や作業の停止、吸着剤による流出防止など、油や薬品類等の流出が継続しないよう、応急措置を講じてください！～

水質事故は、水環境が悪化するだけでなく、農業や水道の取水停止等、多くの被害を及ぼす可能性があり、原因者に対して多額の損害賠償請求がなされる場合があります。早期発見・早期対応が、汚染の拡大を防止し、被害を減らすことにつながりますので、応急措置を講じてください。

～水質事故を発見したら、市役所 又は 県湘南地域県政総合センターに連絡してください！～

連絡の際は、発生した日時や場所、被害状況など、可能な範囲内で、できるだけ具体的に状況報告をお願いします。また、油等の危険物が流出している場合は、併せて消防署にも通報してください。そのほか、原因調査に当たり、事業所等へ立入調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

連絡先

伊勢原市役所 環境対策課 公害対策係 (☎ 0 4 6 3 - 9 4 - 4 7 3 5)
 県湘南地域県政総合センター 環境保全課 (☎ 0 4 6 3 - 2 2 - 2 7 1 1)